

収集運搬業許可について

- ・取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類欄の「●」は、当該(特別管理)産業廃棄物の積替えを行うことを意味する。

特別管理産業廃棄物について

- 1 廉油の引火性欄に該当するものは、揮発油類、灯油類又は軽油類に該当するものである。
- 2 廉酸、廉アルカリのpH欄に該当するものは、それぞれ、廉酸についてはpH2.0以下、廉アルカリについてはpH12.5以上のものである。
- 3 取り扱う特別管理産業廃棄物の有害欄の番号の意味は次のとおりである。

番号	名 称
①	水銀又はその化合物
②	カドミウム又はその化合物
③	鉛又はその化合物
④	有機燐化合物
⑤	六価クロム化合物
⑥	砒素又はその化合物
⑦	シアン化合物
⑧	PCB
⑨	トリクロロエチレン
⑩	テトラクロロエチレン
⑪	ジクロロメタン
⑫	四塩化炭素
⑬	1, 2-ジクロロエタン
⑭	1, 1-ジクロロエチレン
⑮	シス-1, 2ジクロロエチレン
⑯	1, 1, 1-トリクロロエタン
⑰	1, 1, 2-トリクロロエタン
⑱	1, 3-ジクロロプロパン
⑲	チウラム
⑳	シマジン
21	チオベンカルブ
22	ベンゼン
23	セレン又はその化合物
24	ダイオキシン類
25	1,4-ジオキサン

優良について

- ・優良の「○」は、廃棄物処理法に基づく優良認定又は優良確認を受けた産業廃棄物処理業者を指す。